

6 農 産 第 577 号  
令和 6 年 4 月 25 日

各農政局生産部長 殿  
北海道農政事務所生産経営産業部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

(農林水産省) 農産局技術普及課長

自動直進アシスト機能を有する農業機械等を使用する際の農作業事故の防止  
について

先般、自動直進アシスト機能を有するトラクターでの作業中、運転手が走行中のトラクターを降車して走行させていた際に、当該トラクターまたは当該トラクターがけん引する作業機にひかれて死亡するという事故が発生いたしました。

現在、田植えなどの春作業が本格化してきているところであり、近年、同機能を有する農業機械が急速に普及しつつあることから、下記について管内都道府県を通じて関係機関あて通知し、農業者等への注意喚起を徹底いただくようお願いします。

#### 記

- (1) 車両系農業機械の運転者は、自動直進アシスト機能の有無にかかわらず、走行中に運転席を離席しないこと。(注：農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインに即して製造されたロボット農機を除く。)
- (2) 車両系農業機械を降車して作物等の確認を行う必要がある場合は、必ず車両を停止し、サイドブレーキを使用すること。また、傾斜地で停車を行う場合は、車止めを使用すること。
- (3) 農業機械の調整や清掃を行う場合は、(2)に加え、エンジンを停止すること。

以上